

第1部 概要

1. 条例制定の目的と改正経緯

(1) 条例制定の目的

すべての人の人権が尊重され、共に暮らすことができる社会を実現することは、私たち県民すべての願いであります。こうした社会の実現のため、社会のあらゆる分野におけるすべての人々の社会参加の機会を確保し、一人一人が互いの価値を認め合いながら、自由に行動し、安全で快適に生活できるユニバーサルデザインのまちづくりに取り組む必要があります。そのため、平成11年4月1日に「三重県バリアフリーのまちづくり推進条例」を制定しました。平成19年3月に、条例の名称を「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に改めています。

この条例は、ユニバーサルデザインのまちづくりに関し、施策の基本方針を定めることにより、ユニバーサルデザインのまちづくりを総合的に推進し、もって障がい者、高齢者等を始めとするすべての県民が自由な活動や平等な社会参加ができる社会の実現に寄与することを目的としています。

《条例の構成》

前文

第1章 総則

- ・目的
- ・定義
- ・県の責務
- ・事業者の責務
- ・県民の責務

第2章 ユニバーサルデザインのまちづくりの基本方針等

- ・基本方針
- ・ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画の策定等
- ・三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会

第3章 ユニバーサルデザインのまちづくりに関する施策

- ・啓発および情報の提供
- ・教育の充実等
- ・ボランティア活動等の促進
- ・安全な生活の確保
- ・人材の養成等
- ・福祉用具等に関する研究開発等
- ・情報の利用等

第4章 公共的施設等の整備

第1節 公共的施設の整備

- ・整備基準
- ・整備基準の順守
- ・適合証の交付
- ・維持保全

第2節 特定施設の整備

- ・事前協議
- ・工事完了の届出
- ・完了検査
- ・勧告
- ・公表

第3節 公共車両等の整備等

- ・公共車両等の整備
- ・公共工作物の整備
- ・住宅の整備

第5章 雜則

(2) 施行規則の主な改正経緯

○平成16年10月施行

- ・ハートビル法改正に伴い、条例の整備基準と法の利用円滑化基準との整合を図るよう規定を整備。
- ・条例の規制対象床面積の規模引き下げ。
- ・公立の小・中・高等学校（床面積 2,000 m²以上）に、エレベーター設置の遵守義務規定を追加。
- ・一定用途の建築物（床面積 2,000 m²以上）及び公共交通機関の施設（1日の平均乗降客が 5,000 人以上）の便所内には、乳幼児いす、乳幼児ベッド設置の遵守義務規定を追加。
- ・不特定かつ多数の者が利用する便所内に、必要に応じてオストメイト対応設備を設置するよう努力規定を追加。
- ・駐車場の出入口付近に、「車いす使用者用駐車区画の位置を表示し、又は誘導する立て看板」を設置するよう遵守義務規定を追加。
- ・建築物の出入口及び車いす使用者用駐車区画並びに建築物の出入口から車いす使用者用駐車区画に至る通路に、必要に応じて屋根等を設置するよう努力規定を追加。
- ・建築物内に、必要に応じて授乳場所等を設置するよう、努力規定を追加。
- ・建築物内に、必要に応じて建築物の利用に関する案内板を設置するよう努力規定を設け、表示内容として「多機能便所の位置」を追加。
- ・公共交通機関の施設に関し、交通バリアフリー法の基準を整備基準に規定。
- ・道路整備基準と「歩道における安全かつ円滑な通行の確保について」（平成11年9月10日付建設省都市局長・道路局長通達）との整合を図るよう規定整備。
- ・公園の整備基準について、園路の縦断こう配等の規定を見直し。
- ・300 m²以下の特定施設でのコンパクトタイプのトイレの考え方を追加。

○ 平成19年4月施行

- ・条例の改正に伴い、題名、本文、様式中の「バリアフリーのまちづくり」という文言を「ユニバーサルデザインのまちづくり」に改正。
- ・「学校教育法等の一部を改正する法律（平成18年法律第80号）」が施行されることに伴い、整備基準（別表第2）等の「盲学校、聾学校及び養護学校」という文言を「特別支援学校」に改正。

○ 平成22年10月施行

- ・一定用途の建築物（床面積 2,000 m²以上）に設置するエレベーターのかごの幅を 140 cm 以上と改正。
- ・バリアフリー法によりオストメイト対応設備の設置が義務化されている建築物については、汚物流しの設置の追加。
- ・建築物に案内板を設置する場合は、多機能便所の位置に加え、エレベーターなどの昇降機、車いす使用者用駐車区画の位置を表示することを追加。
- ・公共交通機関の施設に設置するエスカレーターの行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備の設置を義務化。

- ・公共交通機関の施設の移動円滑化経路と、多機能便所との間の経路は1以上を移動円滑化が図られた経路とすることを義務化。
- ・公共交通機関の施設のオストメイト対応設備に、汚物流しの設置を追加。
- ・公共交通機関の施設において、自動改札機を設ける場合は、その自動改札機への進入の可否を、容易に識別できる方法で表示することを追加。
- ・鉄道車両のプラットホームにおいて、発着するすべての鉄道車両の乗降口が一定しており、鉄道車両を一定の位置に停止させることができる場合は、ホームドア又は可動式ホーム柵を設けることを追加。
- ・歩道の車道等に対する高さについて5cmを標準とすること（セミフラット）及びバス停車帯における歩道の高さは15cmを標準とすることを明記。

○平成25年4月施行

- ・県道の「特定道路」、県営の「特定公園施設」について、関係規定を整備。

○平成29年4月施行

- ・「学校教育法等の一部を改正する法律（平成18年法律第80号）」が施行されることに伴い、整備基準（別表第2第1）等に義務教育学校を追加。

○令和元年7月および10月施行

- ・工業標準化法の改正に伴い、日本工業規格を日本産業規格に改正。
- ・バリアフリー法改正に伴い、鉄道駅のプラットホームにおける視覚障がい者の転落を防止するための設備として、内方線付き視覚障がい者用誘導ブロックの規定を追加。
- ・バリアフリー法の改正に伴い、客室の基準を改正。

○令和3年4月1日施行

- ・バリアフリー法の改正に伴い、2,000m²以上の公立小中学校等の整備基準を改正。あわせて2,000m²以上の公立高等学校も同様の基準に改正。
- ・様式を改正し、押印を廃止。

○令和7年6月1日施行

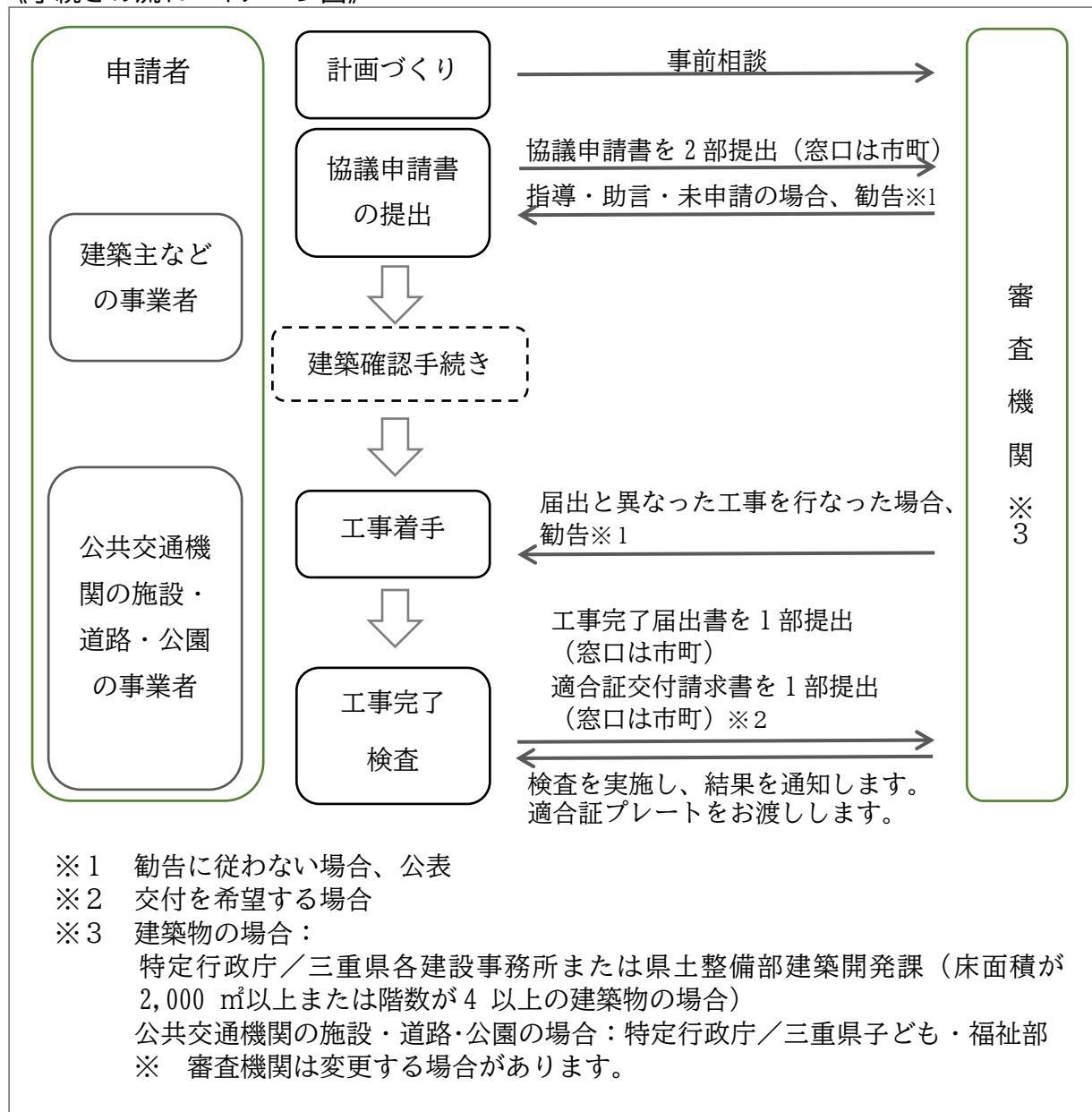
- ・バリアフリー法の改正に伴い、車いす使用者用の便房、駐車場、観覧席等の整備基準適用範囲を改正。
- ・バリアフリー法にあわせて多機能便房の名称を車椅子使用者用便房に改正。
- ・バリアフリー法の改正に伴い、車いす使用者用観覧席等の幅、奥行きを改正。
- ・協議申請書と内容が重複する適合表の概要欄を削除。

2. 手続きの流れ

条例に基づく、事前協議、完了検査、適合証交付などの事務は、施設の所在地が、桑名市・鈴鹿市・四日市市・津市・松阪市（特定行政庁）にある場合、各市で受付、審査、検査が行われます。

これらの市以外の区域においては、各市町の受付窓口で各提出書類の受付を行い、建築物の場合は、三重県の各建設事務所または県土整備部建築開発課（床面積が2,000 m²以上または階数が4以上以上の建築物の場合）で審査等を実施し、建築物以外の場合は、子ども・福祉部で審査します。

《手続きの流れ イメージ図》



3. 対象施設と整備基準適用箇所

(1) 対象施設早見表

| 公共的施設 | 別表第1による規定 | 事例 | 事前協議が必要な規模(m ²) |
|----------|---|---|--|
| 1 官公庁施設 | 国又は地方公共団体が設置する保健所、税務署、警察署、消防署その他の施設 | 交番、消防分署、消防出張所 | すべて |
| 2 医療施設 | 病院、診療所、薬局、老人保健施設その他これらに類するもの | 整骨(接骨)、あんま・マッサージ、針灸などの施療院 | すべて |
| 3 社会福祉施設 | 老人福祉施設、児童福祉施設、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援、短期入所（福祉型）又は共同生活援助を行う事業に限る。）の用に供する施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、母子福祉施設、母子健康センター、保健センターその他これらに類するもの | グループホーム、サービス付き高齢者向け住宅(建築物内の共用スペースにおいて食事、介護等のサービスの提供を受けるものに限る)、保育所(児童福祉法によるものに限る) 【介護保険法第8条に定める各施設】 ・第7項に定める老人デイサービスセンター ・第9項に定める老人短期入所施設(ショートステイ施設) ・第11項に定める特定施設(有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム) ・第19項に定める小規模多機能型居宅介護を行う施設 ・第21項に定める介護専用型特定施設、地域密着型特定施設 ・第25項定める介護保険施設(介護老人保健施設、介護老人福祉施設※1) ※1 介護老人福祉施設は特別養護老人ホームのことです。 | すべて |
| 4 商業施設 | (1) 金融機関 | 郵便局、銀行その他の金融機関の店舗 | すべて |
| | (2) 娯楽施設 | 劇場、観覧場、映画館、演芸場その他これらに類するもの | 馬券売場 100 |
| | (3) 展示施設 | 展示場その他これに類するもの | モデルルームを設置した建物、モデルハウス本体等を除く住宅展示場 100 |
| | (4) 物品販売施設 | 卸売市場、百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 | 自動車販売施設、給油所、医薬品販売店舗(薬局を除く。) 100 |
| | (5) 飲食施設 | 飲食店、喫茶店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの | 100 |
| | (6) サービス施設 | 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋その他のサービス業を営む店舗 | 犬猫病院 100 |
| | (7) 遊技施設 | マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター、カラオケボックスその他これらに類するもの | 500 |
| 5 文化施設 | 図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの | | すべて |
| 6 体育施設 | 体育館、水泳場、ボウリング場、スポーツ練習場その他これらに類するもの | ゴルフ場のクラブハウス等(コースは対象外。) | 500 |
| 7 宿泊施設 | ホテル、旅館、民宿その他これらに類するもの | 旅館業法の適用を受ける宿泊施設 | 500 |
| 8 教育施設 | 学校（専修学校を含む。）その他これらに類するもの | 野外教育センター、幼稚園 | すべて |
| 9 各種学校等 | 各種学校、自動車教習所、学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの | 学習体験施設、学童保育所、託児所(認可外保育所含む。) | 100 |
| 10 集会施設 | 集会場、公会堂その他これらに類するもの | 葬祭場、結婚式場、宗教関連施設(礼拝所等) | 100 |
| 11 公衆浴場 | | | 500 |
| 12 自動車車庫 | 一般公共の用に供される自動車車庫（機械式駐車場を除く。） | | 500 |
| 13 公衆便所 | | | すべて |
| 14 火葬場 | | | すべて |
| 15 共同住宅等 | 共同住宅、寄宿舎、下宿その他これらに類するもの | サービス付き高齢者向け住宅で共用部へにおいて食事・介護等のサービスを提供しないもの | 2000 |
| 16 事務所 | 事務所その他これに類するもの | | 2000 |
| 17 工場 | 工場その他これに類するもの | リサイクルセンター | 2000 |
| 18 複合施設 | 4から7までに掲げる施設のうち2以上の異なる用途に供されたもので構成されるもの | 道の駅、ドライブイン | 500 |

(2) 整備基準適用箇所一覧 【建築物】

| 対象施設 | | 1 | 2 | 3 | 4 商業施設 | | | | | | |
|---|--|---|----------|------------|----------|----------|-------------|-------------|----------|----------|----------|
| | | 官公庁施設 | 医療施設 | 福祉施設 | 金融機関 | 娯楽施設 | 展示施設 | 物品販売施設 | 飲食施設 | サービス施設 | 遊技施設 |
| 整備事項 | | すべて | すべて | すべて | すべて | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 500 |
| 事前協議が必要な規模 (m ²) | | すべて | すべて | すべて | すべて | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 500 |
| 1 出入口 | | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| 2 廊下等 | 廊下、その他これらに類するもの | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| | 情報提供できる場所までの視覚障がい者用誘導ブロック等又は音声による誘導装置等 | ◎ ※1 | ◎ ※1 | ◎ ※1 | ◎ ※1 | ◎ ※1 | ◎ ※1, 2 | ◎ ※1, 2 | ◎ ※1 | ◎ ※1 | ◎ ※1 |
| 3 階段 | 傾斜路の上端等に設置する点状ブロック等 | ◎ ※3 | ◎ ※3 | ◎ ※3, 4 | ◎ ※3 | ◎ ※3 | ◎ ※3, 4 | ◎ ※3, 4 | ◎ ※3 | ◎ ※3 | ◎ ※3 |
| | 階段 (踊り場を含む) | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| 4 | 階段の上端等に設置する点状ブロック等 | ◎ ※5 | ◎ ※5 | ◎ ※4, 5 | ◎ ※5 | ◎ ※5 | ◎ ※4, 5 | ◎ ※4, 5 | ◎ ※5 | ◎ ※5 | ◎ ※5 |
| | 昇降機: 2以上の階を有するもので、用途面積が2,000m ² 以上の場合 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 5 便所 | 車椅子使用者用便房 | ◎ ※8 | ◎ ※8 | ◎ ※8 | ◎ ※8 | ◎ ※8 | ◎ ※8 | ◎ ※8 | ◎ ※8 | ◎ ※8 | ◎ ※8 |
| | 手すり付き腰掛便座 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| | 手すり付き床置式等小便器 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| | カウンター式又は手すり付き洗面器等 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| | 乳幼児用いす等 | ● | ● | ● ※9 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| | 乳幼児ベット等 | ● | ● | ● ※9 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| | オストメイト設備(汚物流し、表示) | ● ※10 | ● ※10 | ● ※10 | ● ※10 | ● ※10 | ● ※10 | ● ※10 | ● ※10 | ● ※10 | ● ※10 |
| 6 敷地内通路 | 敷地内の通路 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| | 車路、段、傾斜路を注意喚起するための点状ブロック | ◎ ※11 | ◎ ※11 | ◎ ※11 | ◎ ※11 | ◎ ※11 | ◎ ※2, 11 | ◎ ※2, 11 | ◎ ※11 | ◎ ※11 | ◎ ※11 |
| | 道等から出入口までの視覚障がい者用誘導ブロック | ● ※12 | ● ※12 | ● ※12 | ● ※12 | ● ※12 | ● ※2, 12 | ● ※2, 12 | ● ※12 | ● ※12 | ● ※12 |
| 7 駐車場 | | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| 8 浴室: 医療施設、社会福祉施設、宿泊施設、公衆浴場で、用途面積が1,000m ² 以上の場合 | | ◎ | ◎ | ◎ | | | | | | | |
| 9 更衣室・シャワー室: 体育施設で、用途面積が1,000m ² 以上の場合 | | | | | | | | | | | |
| 10 客室: 客室が50室以上ある場合 | | | | | | | | | | | |
| 11 授乳場所等 | | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ |
| 12 観覧席・客席: 固定式の観覧席等を設ける場合 | | | | | | | | | | | |
| 13 カウンター等 | | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| 14 改札口 | | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| 15 避難設備: 自動火災報知設備及び誘導灯を設ける場合 | | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| 16 案内板 | | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| 17 努力義務 | ひさし又は屋根 | △: 公共的施設の出入口、車いす駐車区画並びに車いす使用者駐車区画に至る敷地内通路には、必要に応じて、ひさし又は屋根を設けること。 | | | | | | | | | |
| | ローマ字、絵の案内 | △: 案内板には、必要に応じて、ローマ字又は絵による表示を行うよう努めること | | | | | | | | | |

※1: ただし書により「直接地上へ通ずる出入口又は出入口が視認できる場所において常時勤務する者により視覚障がい者を誘導することができる場合その他視覚障がい者の誘導上支障のない場合は、この限りでない。」としています。

※2: ただし書により、自動車販売のショールーム、ガソリンスタンドなどの自動車関連施設は、設置が免除されています。

※3: ただし書により、傾斜路の勾配や高さなどに応じて、設置が免除される場合があります。

※4: ただし書により、入所型の社会福祉施設、保育所については、設置が免除されています。自動車販売のショールーム、ガソリンスタンドなどの自動車関連施設も、ただし書きにより設置が免除されています。

※5: ただし書により、段がある部分と連続して手すりが設けられた踊り場の部分は、設置が免除されています。

※6: 用途面積2,000m²以上の公立小中高等学校等と特別支援学校が設置の対象です。

<凡例> ◎印は、整備基準が適用されます。
 △印は、必要に応じて設置する努力が求められます。
 ●印は、用途面積が2,000 m²以上の場合に整備基準が適用されます。
 斜線は、その項目の整備基準が適用されません。

| 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 |
|----------|----------|----------|-------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|---------|---------|---------|----------|
| 文化施設 | 体育施設 | 宿泊施設 | 教育施設 | 各種学校等 | 集会施設 | 公衆浴場 | 自動車車庫 | 公衆便所 | 火葬場 | 共同住宅等 | 事務所 | 工場 | 複合施設 |
| すべて | 500 | 500 | すべて | 100 | 100 | 500 | 500 | すべて | すべて | 2000 | 2000 | 2000 | 500 |
| ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| ◎ ※1 | ◎ ※1 | ◎ ※1 | ◎ ※1, 6 | | ◎ ※1 | ◎ ※1 | | ◎ ※1 | ◎ ※1 | | | | ◎ ※1 |
| ◎ ※3 | ◎ ※3 | ◎ ※3 | ◎ ※3, 6 | | ◎ ※3 | ◎ ※3 | | ◎ ※3 | ◎ ※3 | | | | ◎ ※3 |
| ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| ◎ ※5 | ◎ ※5 | ◎ ※5 | ◎ ※5, 6 | | ◎ ※5 | ◎ ※5 | | ◎ ※5 | ◎ ※5 | | | | ◎ ※5 |
| ● | ● | ● | ● ※7 | | ● | ● | ● | ● | ● | | | | ● |
| ◎ ※8 | ◎ ※8 | ◎ ※8 | ◎ ※8 | ◎ ※8 | ◎ ※8 | ◎ ※8 | ◎ ※8 | ◎ ※8 | ◎ ※8 | ◎ ※8 | ◎ ※8 | ◎ ※8 | ◎ ※8 |
| ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| ● | ● | ● | | | ● | | | | | | | | ● |
| ● | ● | ● | | | ● | | | | | | | | ● |
| ● ※10 | ● ※10 | ● ※10 | ● ※6, 10 | | ● ※10 | ● ※10 | ● ※10 | ◎ ※10 | | | | | ● ※10 |
| ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| ◎ ※11 | ◎ ※11 | ◎ ※11 | ◎ ※11 | ◎ ※11 | ◎ ※11 | ◎ ※11 | | ◎ ※11 | ◎ ※11 | | | | ◎ ※11 |
| ● ※12 | ● ※12 | ● ※12 | ● ※12 | ● ※12 | ● ※12 | ● ※12 | | ● ※12 | ● ※12 | | | | ● ※12 |
| ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| | | ◎ | | | | ◎ | | | | | | | |
| | ◎ | | | | | | | | | | | | |
| △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ |
| | ◎ | | | | ◎ | | | | | | | | ◎ |
| ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |

△：公共的施設の出入口、車いす駐車区画並びに車いす使用者駐車区画に至る敷地内通路には、必要に応じて、ひさし又は屋根を設けること。

△：案内板には、必要に応じて、ローマ字又は絵による表示を行うよう努めること。

※7：地方公共団体の設置する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校が設置の対象です。

※8：公共的施設の用途面積が300 m²未満の場合は、コンパクトタイプの多機能便房の設置が可能です（公衆便所を除く。）。

※9：社会福祉施設のうち、母子福祉施設、母子健康センター、保健センターについて、用途面積が2,000 m²以上の場合に適用されます。

※10：バリアフリー法第14条第1項の規定により、オストメイト対応設備が設置義務の場合適用されます。

※11：ただし書により、傾斜路の勾配や高さなどに応じて、設置が免除される場合があります。

※12：公共的施設の用途面積が2,000 m²以上の場合は、道等から直接地上へ通じる出入口まで視覚障がい者誘導用プロックを敷設します。

(3) 整備基準適用箇所一覧 【公共交通機関の施設・道路・公園】

<凡例> ◎印は、整備基準が適用されます。

| 整備事項 | 対象施設 | 2. 公共交通機関の施設 | 3. 道路 | 4. 特定道路 | 5. 公園等 | 6. 特定公園 |
|--|---------------------------|--------------|---------|---------|--------|---------|
| 規模等 | | すべてのもの | 歩道等の新設等 | | すべてのもの | |
| 2 公 共 交 通 機 関 の 施 設 | 1 利用円滑化経路 | ◎ | | | | |
| | 2 通路 | ◎ | | | | |
| | 3 傾斜路 | ◎ | | | | |
| | 4 エスカレーター | ◎ | | | | |
| | 5 階段 | ◎ | | | | |
| | 6 視覚障がい者誘導用ブロック等 | ◎ | | | | |
| | 7 案内設備 | ◎ | | | | |
| | 8 便所 | ◎ | | | | |
| | 9 乗車券等販売所、待合所および案内所 | ◎ | | | | |
| | 10 券売機 | ◎ | | | | |
| | 11 休憩施設 | ◎ | | | | |
| | 12 改札口 | ◎ | | | | |
| | 13 乗降場 | ◎ | | | | |
| 3 道 路 | 道路1 歩道 | | ◎ | | | |
| | 道路2 立体横断施設 | | ◎ | | | |
| | 道路3 視覚障がい者誘導用ブロック等 | | ◎ | | | |
| | 特定道路 1 歩道等 | | | ◎ | | |
| | 特定道路 2 立体横断施設 | | | ◎ | | |
| 4 特 定 道 路 | 特定道路 3 乗合自動車停留所 | | | ◎ | | |
| | 特定道路 4 自動車駐車場 | | | ◎ | | |
| | 特定道路 5 移動円滑化のために必要なその他の施設 | | | ◎ | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 5 公 園 等 | 公園 1 園路 | | | | ◎ | |
| | 公園 2 便所 | | | | ◎ | |
| | 公園 3 駐車場 | | | | ◎ | |
| | 公園 4 標識 | | | | ◎ | |
| | 公園 5 附帯設備 | | | | ◎ | |
| | 特定公園 1 園路および広場 | | | | | ◎ |
| | 特定公園 2 屋根付広場 | | | | | ◎ |
| | 特定公園 3 休憩所および管理事務所 | | | | | ◎ |
| 6 特 定 公 園 | 特定公園 4 野外劇場および野外音楽堂 | | | | | ◎ |
| | 特定公園 5 駐車場 | | | | | ◎ |
| | 特定公園 6 便所 | | | | | ◎ |
| | 特定公園 7 水飲み場および手洗場等 | | | | | ◎ |
| | 特定公園 8 揭示板および標識 | | | | | ◎ |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |